

みんなで支えよう 路線バス

一緒に考えましょう

最近皆さんは、路線バスを利用したことがありますか。生活・交通体系などの変化により利用者は年々減少し、乗客のいないバスを見かけることも少なくありません。市内唯一の公共交通機関である路線バスは、高齢者や子どもたちなどマイカーを利用できない人にとって、生活するうえで欠かすことのできない交通手段となっています。しかし、利用者の減少が続くと、バスの路線を維持するために重い負担がかかっていくのが現状です。

二酸化炭素の排出量を減らす低炭素社会への取り組みが注目される中、路線バスの利用について、改めて考えてみませんか。

市企画課 (☎24-7614)



淡路島の陸上交通 ～鉄道の歴史～

鉄道の歴史は、明治44年、地方鉄道の敷設免許を申請したことにさかのぼります。

バス交通の歴史

その後、大正2年に鉄道会社の設立許可を取得し、翌3年、淡路鉄道株式会社が発立。大正11年11月、淡路島に初めて鉄道(蒸気機関車)の運行が始まりました。

昭和23年2月に電化が完成し、電車が走るようになりました。しかし、道路の整備や自動車の普及などにより経営が悪化。島民に惜しまれながら昭和41年9月、鉄道は静かにその役目を終えました。

明治から大正初期までの島内の陸上交通機関は、乗合馬車や人力車が主流となっていました。大正9年、岩屋く仮屋間で乗合自動車(バス)の運行が始まりました。翌大正10年には、洲本く福良間での運行も始まり、南淡路にもバスが通るようになりました。

昭和41年の鉄道の廃線により、路線バスが淡路島内の唯一の公共交通機関となりました『海と陸の交通』淡路文化史料館発行より。

減り続ける

路線バス利用者

淡路島内の路線バス(在来線)利用者は、淡路花博が開催された平成12年度の約366万人をピークにどんどん減り続けています。利用者の減少は淡路島だけに限らず、全国的に、マイカー利用者の増加や少子高齢化が利用者数の減少に拍車をかけています。

このようなか、平成14年、バス事業の規制緩和が盛り込まれた改正道路運送法が施行され、全国的に赤字路線からの撤退が進行。地方部だけでなく、都市部の郊外地域



においても路線の休廃止が相次ぎ、交通空白地が発生した地域でもありました。

一方、新規参入が容易になったことにより、利用者数の多い路線には、新規に事業者が参入したものの、淡路島のような地方部におけるバス交通は、バス事業者の経営努力だけでは成立が難しくなっています。

赤字路線は市が負担

地域の「くらしの足」は地域で守る、というのがこれからの公共交通の考え方です。かつて鉄道やバスは、事業者が走らせていましたが、その後、事業者の経営が難しくなり、現在、国や県、市、町が運行で出た赤字部分の全部または一部を、公費で補てんするというのが、公費で補てんするということです。

表1から見ても分かるように、多くの部分を補助金に頼っている「収支率」が最も低い路線が「上灘線の一部」で、次に「郡家アスパ線」となっています。このうち、本市と淡路市の間を運行している「郡家アスパ線」については、淡路市が平成21年9月末までの補助の廃止を打ち出したことに伴い、本市でも補助の廃止を含め検討しています。

表-1
市内の路線バス運行補助(赤字補てん)の状況
平成20年度(平成19年10月1日～平成20年9月30日まで)

路線名 (起点～終点の停留所)	収支率 (%)	補助額 (千円)	輸送人員数 (人)
烏飼線 (洲本高速BC～湊)	51.8	3,837	39,381
都志線 (洲本高速BC～都志)	64.8	1,382	28,973
都志線 (洲本高速BC～湊)	56.1	3,796	15,244
郡家-アスパ線 (アスパ五色～郡家)	17.7	7,069	4,800
西浦線「郡家-五色浜線」 (五色浜～郡家)	34.0	1,797	4,686
上灘線の一部 (由良保育園前～来川)	15.9	8,688	3,102
鮎原線「廃止路線代替」 (志筑～広石)	53.9	1,658	19,219
合計		28,227	115,405

また、利用実績の少ない「上灘線の一部」についても今後あり方を



検討していく必要があります。行政が支援をすることは不可欠ですが、だれも乗っていないバスに補助金を出すというのは、皆さんの支持が得られません。このため、その他の路線についても同様に、利用者数の状況を見ながら、順次検討していく予定です。

地球温暖化防止と地域で支えるバス交通

最近、地球温暖化の防止が世界規模での課題になっています。

地球の温暖化は、二酸化炭素(CO₂)をはじめとする温室効果ガスの排出がおもな原因とされ、今その削減が求められています。

多くのバス事業者は、バスの運行にあたり、停車中にエンジンを止める「アイドリングストップ」を行ったり、また最近では、使用済の天ぷら油を再利用した燃料で走る「BDFバス」を導入するなど、環境に配慮した取り組みを行っており、バスは、重要な交通手段であるとともに、その積極的な利用が、省エネルギーなど、環境にやさしい実践にも

つながります。また利用者が増えれば、路線バスの確保や増便にもつながり、結果、市の財政的な負担も抑えられます。そして、皆さんの利用が、路線バスを必要としている多くの人の生活を支えることにつながります。

増える高齢者のドライバー

高齢化が進み、高齢者のドライバーの数が増えています。動体視力や瞬発力は、老化とともに低下します。その結果、高齢ドライバーは、運転を控えたり、運転免許を返納したりして、いずれマイカーを手放すことが予想されます。そのため、65歳以上の高齢運転者が自主的に運転免許証を返納する場合、有料の「運転経

歴証明書」を取得すると、いくつかの特典を受けられる制度が設けられました。この特典は、例えば加盟しているバス会社の路線バス料金が半額になったり、特定の施設利用料が割り引きされたりします。これを機会に一度検討されてはいかがでしょうか。詳しくは、県警察本部交通部運転免許課(☎078-912-11628)または洲本警察署(☎22-0110)へお問い合わせください。

また、「運転免許証を返納したいが、身分証明書として手放せない。」などと考えている人には、市が発行している「住基カード(写真付)」が便利です。平成23年3月末まで無料で取得できます。詳しくは、市市民課(☎22-7926)へ。

公共交通について一緒に考えてみませんか？

「洲本市地域公共交通会議」を開きます！

市では、身近な生活交通である路線バスのあり方について、私たち自らの問題として協議するため、「洲本市地域公共交通会議」を設置します。

この会議では、路線バスの運行に対する現在の補助のあり方などを検討していく予定です。また、コミュニティバスの導入希望があった場合、どのような条件を設定するのかといったことも検討課題のひとつとして考えています。

第1回会議を、5月26日(火)午後2時から、市役所北庁舎第1・2会議室で行います。詳しくは、市企画課(☎24-7614)へお問い合わせください。

今年も中学2年生が挑みます

「トライやる・ウィーク」にご協力を!

市内の中学2年生が企業や商店、福祉施設などで職場体験やボランティア活動をする「トライやる・ウィーク」が5月25日(月)から29日(金)の5日間行われます。今年は416人が、事業所の協力を得ながらさまざまな体験を行う予定です。活動中の生徒たちを見かけましたら、温かいご声援をお願いします。

受け入れ(協力)事業所

〔農林水産体験活動〕

- ▼平岡農園▼沖之島清作漁業▼由良町漁業協同組合連合会▼五色町漁業協同組合都志支所・鳥飼支所▼グリーンランド牧場



- ▼タイムアフタータイム▼御食国▼富士スタジオ▼夢海游▼みらい館▼洲本警察署▼郵政事業(洲本支店)▼由良郵便局▼関西電力淡路営業所▼錦野設計事務所▼山本クリーニング▼業務所▼スーパーマクドナルド洲本ジャズ

- 〔職場体験活動〕▼長手長栄堂▼うづ志ほ名産店▼ロンドン洲本店▼ぴいたあパン▼西住スポーツ▼Kプロジテクト▼佐和石油▼新東文具店

- スコープ▼洲本インナー店▼モスバーガー▼洲本インナー店▼吉野家▼ファミリーマート▼宇原店▼上物部店▼栄町店▼サントピアマリーナ店▼すもと安乎店

危険業務

従事者叙勲

瑞宝双光章

元・淡路広域消防事務組合 消防本部 消防監

川 茂男さん(池内)



警察や消防など危険性の高い仕事に従事した人を対象とする「第12回危険業務従事者叙勲」において、本市からは川茂男さんが晴れの栄誉に輝きました。川さんは、昭和36年に洲本市消防士として奉職。その後淡路広域消防事務組合発足の昭和48年から平成14年の退職までの永きにわたり火災・災害現場での活動や、防火・防災の啓発、さらに後進の指導などに尽くされました。

食品衛生管理で県がお墨付き 五色給食センター認定受ける



衛生的な食材の管理や大量の調理工程が評価され、4月16日、五色給食センター(上堺)が県の「食品衛生管理プログラム」の認定を受けました。

昨年12月に完成した同センター内は、下処理・調理・洗浄室に区分され、作業工程ごとに分離しているほか、調理場内の床面を常に乾いた状態を保つ「ドライシステム」を採用。はね水による二次感染の防止や細菌の繁殖を抑えるなど、食中毒の発生要因を最小限に止めるように配慮されています。

都志店・鮎原店▼ロソソ洲本インナー店▼洲本下内膳

店▼TUTAYA▼成錦堂書店▼坂本文昌堂

▼フイシシグたかはし▼まるは釣具洲本店▼コーナン▼Docomoショップ洲

本店▼車検センターあわじ▼洲本ゴルフ倶楽部▼ハートランド宇

原店▼Charley▼F COURSE▼日洋堂▼洋菓子の店たかた洲本店

志筑店▼サンマルク洲本店▼三洋電機(株)モバイルエナジーカンパニー▼sana

あわじ▼aveco▼ビューティー吉兆▼アミティー美容室▼立花動物病院

ななほし動物病院▼杉村動物病院▼西田建設▼福山通運▼淡路広域

消防事務組合▼和ぐるめ洲本店▼なだ市▼グルメドール▼すき屋▼喫

茶あん▼伊月病院▼ホテルニッ

アワジ▼ライフ由良南店▼カプチーノ▼和食さと洲本

安乎店▼ウェント淡路東

海岸▼スーパーひまわり▼森本化粧品▼山崎家畜医

院▼山口造園▼ミニー美容

室▼タマ美容室▼大昭和精機

▼ミサキ電機▼岩本商店▼ウエルネ

スパーク五色浜千鳥▼洋蘭センター▼喫茶クリル紫陽花▼喫茶みやこ▼リ

ベラル都志店・鮎原店・五色丘店▼マーケット徳田

▼井上食品▼かつ富士▼サンライズ淡路▼子育てセンター▼オートバック

ス洲本▼緑風館▼淡路島牧場▼保育所(千草

大野洲本・由良・中川原



安乎)▼保育園(洲本・都志・鮎原・広石・鳥飼・堺・広田)▼幼稚園(柳洲本・第一・第三・加茂・大野)▼小学校(洲本第一・洲本第二・洲本第三・加茂・大野・都志・鮎原・広石・鳥飼・堺)▼文化体育館▼洲本・五色図書館▼市スポーツセンター▼市民交流センター▼アスパ五色▼市窓口サービス課

〔文化・芸術創作体験活動〕▼白川博司(音楽)▼前川和昭(絵画)▼ウェルネスパーク五色夢工房

〔地域・郷土芸能活動〕▼洲本寺町会▼大野・千草・由良公民館▼高田屋顕彰館▼歴史文化資料館(葉の花ホール)

▼五色ホースクラブ

〔ボランティア・福祉体験活動〕▼デイサービスうしろ

▼デイサービスうしろ

▼デイサービスセンター山手▼成ケ島ボランティア▼由良総合福祉センター

▼コスモス作業所▼サルビアホール▼五色健康福祉総合センター(たんぼ)

▼市社会福祉協議会五色支部▼養護盲老人ホーム五色園▼五色精

光園児童寮・成人寮▼心身障害児通園施設わたぼうし▼あゆみの部屋

▼鮎原診療所(アキア)▼グルーブホームひろいしの里▼五色診療所

〔情報〕▼淡路島テレビジョン

〔環境〕▼塩屋衛生センター(せいすい苑)▼洲本環境センター(せいせん苑)

21年度
▼
23年度

洲本地域で

ケーブルテレビ施設の 改修工事が始まります！

本年度から3か年の計画で、洲本地域でケーブルテレビ施設の改修工事が始まります。この工事では、五色地域で整備した第1期工事と同様、伝送路を光ケーブルに張り替え、各家庭まで引き込みを行います。この整備により、施設の老朽化や自主放送設備を含むデジタル放送への完全対応、先端技術を使った告知放送システムや市内全域で利用できる有線電話、また高速のインターネット接続が可能となるなど、最新の技術を導入し市内全域で均衡あるサービスを提供することが可能となります。

情報環境の不均衡が

解消されます

本市のケーブルテレビ施設は、合併以前に整備していたことから、洲本地域と五色地域で、放送内容などが統一できていなかったほか、伝送設備をはじめとする機器の老朽化や運営システムの統合、さらに地上デジタル放送移行への対応など多くの課題がありました。そこでこれらに対処するため、平成19年度から5か年計画で、市CATV施設統合整備事業に着手。平成20年度までの2年間に五色地域での第1期工事が完了しました。一方洲本地域では、現在ア

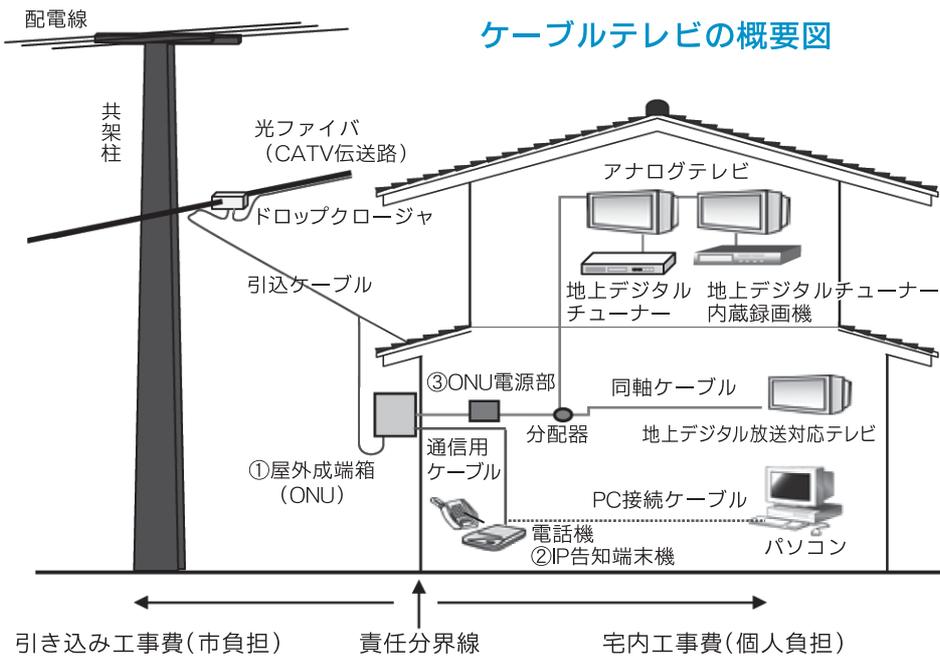
ナログ放送と、暫定的に周波数を変換してデジタル放送を同時に送信していますが、機器の老朽化や自主放送設備を含むデジタル放送への完全対応、通信サービスの向上のため改修工事が必要となります。このため、第2期工事として本年度から平成23年度までの3か年計画で、現在の同軸ケーブルを光ケーブルに張り替える工事などを行います。

地上デジタル

放送への対応

地上テレビ放送のデジタル化は、国の施策として実施するもので、平成23年7月24日

ケーブルテレビの概要図



宅内機器 (市負担)

- ①ONU : 光信号を電気信号に変換する装置
本市では放送用のV-ONUと通信用のONUがセットになったものを使用
- ②IP告知端末: CATVネットワークに接続し緊急放送/告知放送サービスや加入者間の通信サービス(電話、FAX)などを利用するための端末・電話機は現在のものが使用可
- ③ONU電源部: ONUに電気を供給する機器。

宅内ケーブルなど (個人負担)

通信用ケーブル: 通信用UTPケーブル(LANケーブル)
告知放送端末までは個人負担、パソコンへの接続ケーブルは個人負担(別途利用契約が必要)
放送用ケーブル: 同軸ケーブルは、既設のケーブルが利用できますが、老朽化、基準外のケーブルの場合は取り替えの必要があります(個人負担)。
ONU電源部取り付け工事: ONU電源部の取り付け工事費は個人負担

宅内機器(ブースター、分配器など)については取り付けまたは交換が必要になることがあります(個人負担)。
※集合住宅やマンションについては、お問い合わせください。

までに全国的にアナログ放送が終了し、デジタル放送に完全に移行されます。移行後は、アナログテレビ本体だけでは、テレビを見ることができなくなります。そのため各家庭では、地上デジ

タル放送に対応したテレビか、テレビ1台ごとにデジタルチューナーを準備する必要があります。地上デジタル放送では、デジタルハイビジョンの高画質・高音質番組に加えて、双方向番

組、高齢者や障害者にやさしい福祉番組、暮らしに役立つ最新番組などが予定されています。また、地域に密着した放送が行われるため、その地域にお住まいの視聴者のニーズに合った番組が提供されます。

3年間で工事を進めていきます

進めていきます

平成21年度から平成23年度までの3か年計画で改修を予定しており、各家庭の軒先まで光ケーブルが引かれます。

工事スケジュールは、洲本地域を左の図のように4つの区域に分け、①幹線の張り替え ②加入者宅への引き込み ③加入者の宅内工事…の順で進めていきます。

軒先までの引き込み工事を市の工事請負業者となるNEC ネットエスアイ(株)が行います。

③宅内工事は、加入者の皆さんに選んでいただく指定電気工事業者が行います。

既にケーブルテレビに加入している各家庭への引き込み工事費は、利用料金などの滞納が無く、市が設定する期限までに継続加入の同意をすれば、個人負担は不要となります。ただし、宅内工事費については、個人負担となります。また、新規に加入する家庭

は、これまでと同様加入分担金のほか、引き込み工事分担金、宅内工事費が必要です。

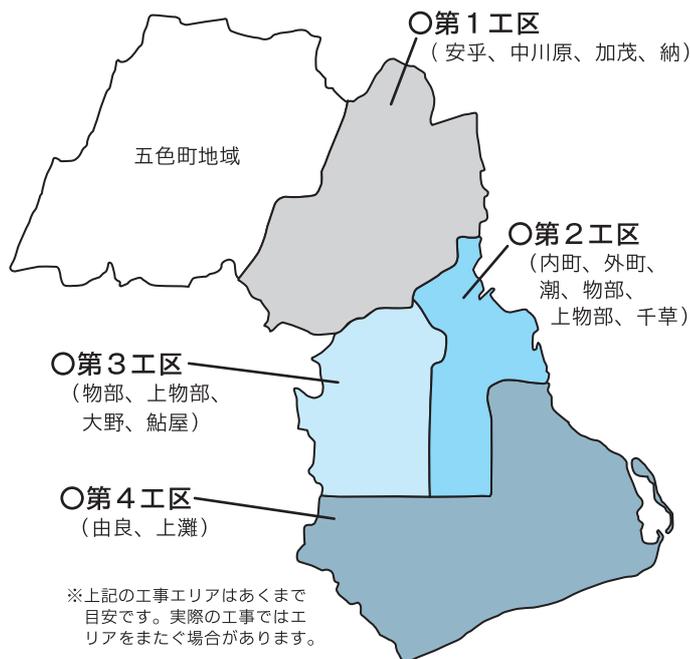
工事期間中は、電柱などに張り替えのケーブルを設置していきますので、交通制限などご迷惑をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

なお、地元説明会を順次開催する予定をしていますので、日程が決まり次第お知らせします。

☎ 市情報課（本庁舎）

22-33339（直通）

工事エリア区分 ()内は地区名



工事予定時期

地区名	平成21年度			平成22年度			平成23年度					
	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月
第1工区	幹線工事			引き込み・宅内工事			撤去工事					
第2工区	幹線工事			引き込み・宅内工事			撤去工事					
第3工区	幹線工事			引き込み・宅内工事			撤去工事					
第4工区	幹線工事			引き込み・宅内工事			撤去工事					

※区域毎の工事予定時期は、工事の進捗などにより変わる場合があります。

物部・上物部の一部で下水道工事が完成

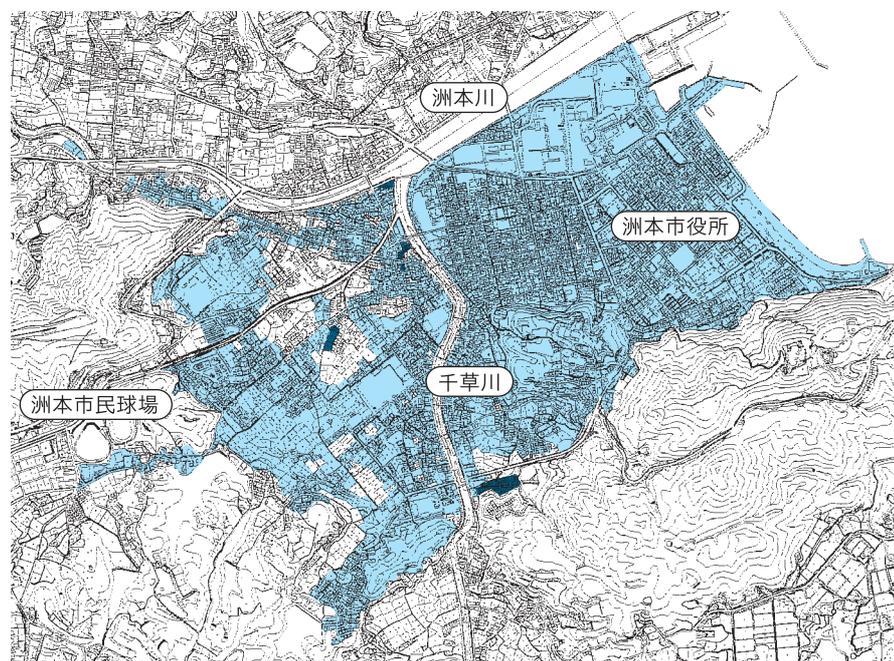
1日も早い接続を!

下水道は、皆さんの家庭や事業所から出る汚水を衛生的に処理するだけでなく、市街地に降った雨水を川や海に流すなど、快適な生活環境を支えるかけがえのない施設です。

このほど物部一・二丁目、上物部の一部で工事が完成し、洲本・都志処理区を合わせ、約300戸で下水道が使用できるようになりました。下水道を使用するには、宅内への接続工事が必要となり、3年以内の接続が義務付けられています。早い時期での接続にご協力ください。詳しくは、市下水道課（本庁舎）☎ 23-3794へ。

洲本処理区の下水道が使用できる区域

■ 今回下水道が使用できる区域 □ 既に下水道が使用できる区域



税の納め忘れはありませんか？

悪質滞納者にはさらに厳しい滞納処分を！

～納税・納付は私たちに課せられた義務です～

納税は、私たち国民の義務であると同時に、市民の皆さんに納めていただいている市税や使用料などは、市がさまざまな行政サービスを行ううえで、貴重な財源となっています。しかし、納期限内の納付が守られない場合や、納税から逃れようとするケースなど悪質な滞納者が増えています。

市では、税の公平性と、大切な自主財源の確保のため、悪質な滞納者に対して、これまで行ってきた預貯金などの差し押さえに加え、本年1月からは、インターネットオークションシステムを利用した、差し押さえ物件の公売を始めています。また、納税催告に応じない自動車などを所有している滞納者に対して、タイヤロックによる滞納処分などの徴収強化に取り組んでいきます。

市税務課滞納対策室 ☎247604

市税の滞納は

許しません！

市では、厳しい財政状況下で、人員削減などによる人件費の抑制や、行政のスリム化・効率化を進めていく一方で、確実な財源の確保が求められています。こうした中、税や料金の滞納者には、公平・公正の立場から、厳しい姿勢で臨まなくてはなりません。

市税や使用料などに係る滞納金は、市の財政を圧迫し、滞納額が増えるとともに悪化

を招きます。

近年、所得があっても住民税を払わない、資産を保有していないながら固定資産税を払わない、自動車に乗っていても自動車税を払わないなどの悪質な滞納者が増えています。一方で、ほとんどの納税者が、期限内に納付していることから、悪質な滞納者を許すことはできません。

滞納対策を強化します

～延滞金は年利14・6割～

市ではこれまで滞納対策室

■平成21年度 市税の納期

月	税金の種類	期別	納期限 (口座振替日)
5	固定資産税	1期	6月1日※
	都市計画税	1期	
	軽自動車税	全期	
6	市県民税(普通徴収)	1期	6月30日
	国民健康保険税	1期	
8	固定資産税	2期	8月31日
	都市計画税	2期	
	国民健康保険税	2期	
9	市県民税(普通徴収)	2期	9月30日
10	国民健康保険税	3期	11月2日※
11	市県民税(普通徴収)	3期	11月30日
12	固定資産税	3期	12月25日※
	都市計画税	3期	
	国民健康保険税	4期	
1	市県民税(普通徴収)	4期	2月1日※
2	固定資産税	4期	3月1日※
	都市計画税	4期	
	国民健康保険税	5期	

※各納期月の末日(12月は25日)が納期限日となりますが、その日が土・日曜日、祝日の場合は、当該日以降の最も近い土・日曜日、祝日でない日が納期限日となります。

を設置し、滞納のあるお宅を訪問し、滞納金の回収を行ってきたほか、悪質な滞納者を対象に預貯金や不動産、動産などの差し押さえを展開。本年1月からは、ヤフー(株)のインターネットオークションシステムを利用して、滞納者から差し押さえた物件の公売を始めています。さらに、今年度からの新たな取り組みとして、再三の納税催告に応じない滞納者が所有する自動車や軽自動車、二輪車などを対象に、タイヤロック機器装着による



差し押さえを導入します。これにより、強制徴収や強制執行、行政サービスの制限の手段をとることになります。

また、税金を滞納すると、本来納めるべき税金のほかに督促手数料や延滞金を納めなければなりません。1年間放置しておけば、法で定められた年利14・6割の延滞金が発生し、例えば、10万円の税金が課税されている場合、それを未納のまま放置すると、1年後には、約1万4千円の延滞金が加算されます。

滞納対策には多くの時間と費用がかかり、この費用も納税者の貴重な税金から支出されます。

市税を有効に使うためにも、納期限内に納付されますようご協力をお願いします。

今日も楽しいおつきあい



淡路信用金庫

理事長 瀧川好美

広告

- 本店 洲本市宇山
- 店舗 島内 20店
- 神戸市 5店
- 明石市 1店
- 西宮市 1店

対象 ▶ 65歳以上の公的年金の受給者
個人住民税の納税者

10月から始まります

**公的年金からの個人住民税の
引き落とし（特別徴収制度）**

65歳以上の公的年金受給者で、県民税・市民税の個人住民税が課税されている人は、公的年金などにかかる所得に対する個人住民税の支払いが、10月に支給される年金から引き落とし（特別徴収）されることとなります。年金からの特別徴収該当者には、6月中旬に発送予定の「市県民税納税通知書」で年金からの特別徴収税額をお知らせします。この改正は徴収方法のみの変更ですので、納税者のみなさんに新たな負担が発生することはありません。

対象となる人は？

公的年金にかかる個人住民税の納税義務者のうち、4月1日現在において、年額18万円以上の老齢基礎年金、老齢年金、退職年金などを受給している65歳以上の人。
ただし、次の①・②の人は、対象となりません。

対象となる年金は？

①介護保険料が年金から引き落としとされていない人。
②引き落としされる住民税額が老齢基礎年金などの額を超える人。

対象となる住民税の額は？

障害年金と遺族年金などの非課税の年金からは、住民税の引き落としはありません。引き落としされるのは、年金所得の金額から計算した住民税のみです。給与所得や事業所得などの年金所得以外の金額から計算した住民税額は、これまでどおり給与からの特別徴収（引き落とし）、または普通徴収（納付書または口座振替）により納めていただくこととなります。

**引き落としが
中止となる場合は？**

住民税の引き落とし開始後、市外への転出や、年金の支給

停止などに

より介護保険料が年金から引き落とせない場合や、住民税の税額が変更になった場合は、住民税の年金からの引き落としは中止となり、普通徴収（納付書または口座振替）により納めていただくこととなります。

引き落としは

10月から始まります！

本年10月支給分の年金から引き落としが始まります。そのため、平成21年度は、6月と8月に年税額の4分の1ずつを普通徴収で納めていただき、10月・12月・2月に支給される年金から年税額の6分の1ずつを特別徴収します（計算例1）。
平成22年の4月、6月、8月は、前年の10月からその翌

個人住民税額（年金所得のみ）の場合の計算例

◆これまでの納め方（個人住民税が6万円の場合）

徴収の方法	普通徴収（納付書または口座振替）			
年金支給月	6月	9月	11月	1月
納付額	年税額の4分の1（6万円÷4＝1万5千円）			
	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円

◆平成21年度（個人住民税が6万円の場合）…………… 計算例1

徴収の方法	普通徴収 （納付書または口座振替）	年金からの引き落とし （特別徴収）			
年金支給月	6月	9月	10月	12月	2月
納付額	年税額の4分の1 （6万円÷4＝1万5千円）		年税額の6分の1 （6万円÷6＝1万円）		
	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円

◆平成22年度以降（個人住民税が9万円の場合）…… 計算例2

徴収の方法	年金からの引き落とし（特別徴収）					
年金支給月	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	前年度2月分と同じ額			年税額から仮徴収分を引いた額の3分の1（9万円－3万円）÷3＝2万円		
	1万円	1万円	1万円	2万円	2万円	2万円

**自動車税の納期限は
6月1日（月）です！**

納税は、お近くの銀行や農協などの金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、県指定のコンビニエンスストアまたは、県税事務所です。
☎ 泉州本県税事務所 ☎26-2026

☎ 24 7 6 0 3（直通）

問 市税務課（本庁舎）

年の3月までに徴収した額の3分の1の額をそれぞれ引き落とします（仮徴収）。10月・12月・2月は年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1の額をそれぞれ引き落とします（本徴収・計算例2）。

夢あるくらしのパートナー



淡陽信用組合

理事長 藤 勝

本店／洲本市栄町一丁目3番17号 TEL.0799(22)5555(代)
店舗 淡路地域18ヵ店 阪神地域4ヵ店 播磨地域7ヵ店

広告

国民健康保険の税率が変わります

1人当たり平均約10割の引き上げ

医療の高度化や高齢化の進展などにより医療機関への支払い（医療費）が増加し、市の国民健康保険（国保）会計の運営状況が厳しくなっています。

このため市では、将来にわたって安定した国保会計を維持し、加入者の皆さんが安心して医療が受けられるよう、皆さんに納めていただく国保税の税率を平成21年度から改正しました。

今回の改定により、1人当たり平均で、約10割の引き上げとなります。

互いに支え合う国保制度

国保は、地方公共団体が運営する公的医療保険で、自営業の人や年金生活の人、パート・アルバイトの人など職場

の健康保険などに加入できない人が、必ず加入しなければならぬ保険です。

国保制度は、加入者の皆さんが、病気やけがをしたときに、医療費の一部を負担すること、安心して必要な治療を受けることができる支え合いの制度で、国保税は、さまざまな医療給付を受ける際の貴重な財源になっています。

年々増え続けている医療費

厳しい市の国保財政

市の国保加入者は、平成21

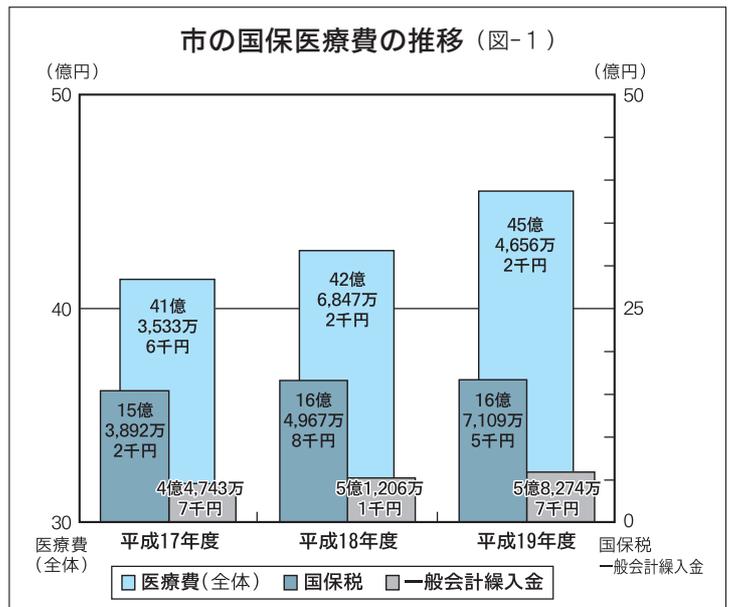
年3月末現在1万4,903人で、自営業者や75歳未満の高齢者を中心に、市の総人口の約3割を占めています。

加入者の皆さんが支払った一部負担金を含む全体の医療費の、平成17年度から平成19年度までの推移を見ると、金額が毎年右肩上がりで見え、金額が増えることが分かります(図-1)。

平成19年度の医療給付額の総額は、約45億4,650万円となっており、加入者1人当たりでは、約21万円になります。これを平成17年度と比較すると、12.5割伸びており、1人当たりの金額では、2万3,500円増えています。

本市では、高齢者が年々増加しており、医療費も増大する傾向にあります。このため

市の国保医療費の推移 (図-1)



医療費の増加に対応するため

国保税率を引上げます

市の一般会計からの繰入金(補てん)の額が増え、市の一般会計の予算を圧迫するようになってきています。その一方で市の国保会計は、平成19年度で約3億5,700万円の累積赤字を抱えた状態になっており、このままでは市の国保を維持できなくなってしまう

ます。国保の運営は、加入者の保険税のほか、国・県からの支

平成21年度の国保税の税率

区分	医療分 ※1		支援金分 ※2		介護分 ※3			
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後		
所得割	前年中の基準総所得金額に対して							
	旧洲本市	7.1%	7.9%	2.1%	2.4%	2.2%	変更なし	
	旧五色町	5.6%	6.9%					
資産割	本年度の土地家屋の固定資産税に対して							
	旧洲本市	10.0%	変更なし	5.0%	変更なし	2.2%	変更なし	
	旧五色町	14.0%	13.0%					
均等割	加入者1人につき							
	旧洲本市	22,200円	25,000円	7,200円	7,800円	9,300円	変更なし	
	旧五色町	18,600円	22,600円					
平等割	1世帯につき	旧洲本市	22,200円	25,000円	6,600円	7,200円	6,000円	変更なし
		旧五色町	17,100円	21,600円				
最高限度額		47万円	変更なし	12万円	変更なし	9万円	10万円	

※1 医療費の支払いに充てるための税
旧五色町の税率は、合併前の五色町の国民健康保険に加入していた世帯に適用します。
※2 後期高齢者支援金の納付に充てるための税
※3 介護納付金の納付に充てるための税(40歳以上65歳未満の国保加入者に対して課税されます)

出金や交付金などが財源となっています。そして、なお不足する分が、赤字として累積してきています。

この不足分は、本来、国保税で賄うべきものであり、それには国保税率の改正が必要となります。

これらことから市では、将来にわたり、国保財政の安定化を図るため、今後の医療費の動向を考慮し、予測される赤字を解消していくため、

お願いたします。

詳しくは、市保険課(本庁舎) ☎24-7608へ。

7月1日から

福祉医療制度が変わります！

医療費の自己負担などが変わります！

福祉医療制度は、一定の要件を満たした高齢者や障害のある人、母子・父子家庭、乳幼児などの皆さんの医療費の負担を軽減するため医療費の一部を県や市で助成する制度です。

県の福祉医療費助成制度の改正に伴い、市の福祉医療制度も次のとおり改正され、皆さんの自己負担額や所得制限額などが変わります。該当者には新しい受給者証を6月中に送付しますので、7月1日からはその受給者証で受診してください。詳しくは、市保険課（本庁舎） ☎ 24-7608（直通）へ。

老人医療（表-1）

所得制限額が変わり、低所得者のみが対象となります。また、本人の自己負担割合が1割となる「低所得者I」に該当する人の世帯員全員の収入基準が、改正前の65万円から80万円以下に引き上げられます。

(表-1)

負担区分 (負担割合)	本人負担 の限度額 (月額)	6月30日まで (改正前)		7月1日から (改正後)	
		負担区分	限度額	負担区分	限度額
一般 (2割)	【外来】 12,000円 【入院】 44,400円	住民税非課税 で、一定以上 所得者と同一 世帯でない人		住民税非課税 世帯で、本人 の年金収入を 加えた所得が 80万円を超える 人	
低所得II (2割)	【外来】 8,000円 【入院】 24,600円	住民税非課税 世帯で、年金・ 給与収入が65 万円を超える 人		住民税非課税 世帯で、本人 の年金収入を 加えた所得が 80万円以下の 人	
低所得I (1割)	【外来】 8,000円 【入院】 15,000円	住民税非課税 世帯で、世帯 全員が年金収 入65万円以下、 かつ所得がない 人		住民税非課税 世帯で、世帯 全員が年金収 入80万円以下、 かつ所得がない 人	

母子家庭等医療（表-2）

低所得者基準が、65万円から80万円に引き上げられます。また、医療機関などに支払う1か月の自己負担限度額も変わります。

重度障害者・高齢重度障害者医療、乳幼児等医療（表-3）

制限額が市民税所得割税額（23万5千円未満）に変更されます（対象から外れた場合は、2年間の経過措置）。また、医療機関などに支払う1か月の自己負担限度額も変わります。

(表-2)

所得の区分	6月30日まで (改正前)			7月1日から (改正後)		
	負担区分	外来	入院	負担区分	外来	入院
児童扶養手当の 所得制限と同じ				一般	※ 600円	1割負担 (月2,400円 まで)
年金収入80万円 以下、または年 金収入を加えた 所得80万円以下 の人	一般	※ 500円	1割負担 (月2,000円 まで)			
年金収入65万円 以下、かつ所得 がない人	低所得者	※ 300円	1割負担 (月1,200円 まで)	低所得者	※ 400円	1割負担 (月1,600円 まで)

(注)【外来】1医療機関などにつき月2回まで。 【入院】連続して3か月を超える入院の場合、4か月目以降の一部負担金はなし。

(表-3)

所得の区分	6月30日まで (改正前)					7月1日から (改正後)				
	負担区分	重度障害者・ 高齢重度障害者医療		乳幼児等医療		負担区分	重度障害者・ 高齢重度障害者医療		乳幼児等医療	
		外来	入院	外来	入院		外来	入院	外来	入院
現行										
住民税所得割税額23万5千円未満	一般	※ 500円	1割負担 (月2,000円 まで)	※ 700円	1割負担 (月2,800円 まで)	一般	※ 900円	1割負担 (月3,600円 まで)	※ 1,200円	1割負担 (月4,800円 まで)
年金収入80万円以下、または年金収入を加えた所得80万円以下の人						※ 600円	1割負担 (月2,400円 まで)	※ 800円	1割負担 (月3,200円 まで)	
年金収入65万円以下、かつ所得がない人	低所得者	※ 300円	1割負担 (月1,200円 まで)	※ 500円	1割負担 (月2,000円 まで)	低所得者	※ 400円	1割負担 (月1,600円 まで)	※ 600円	1割負担 (月2,400円 まで)

(注)【外来】1医療機関などにつき月2回まで。 【入院】連続して3か月を超える入院の場合、4か月目以降の一部負担金はなし。

児童手当を受けるには申請が必要です！

児童手当制度のご案内

児童手当は、子育てにかかる費用の一部を児童を養育している人を対象に、国・県・市・事業主が費用を負担して手当を支給する制度です。新たに受給する場合は、申請手続きが必要です。現在、手当を受けている人は、引き続き児童手当を受ける資格があるかどうか確認するため、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届出をしないと、手当が受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

支給対象は？

児童手当は、小学校終了前（12歳到達後最初の3月31日）までの児童を養育している人で、前年（1月～5月）の手当については前々年の所得が一定額以下の人に、手当が支給されます。



児童手当は、児童を養育する家計の主たる生計維持者が市（公務員の人は勤務先）に申請し、認定されると、申請

日となります。

児童手当の受給者は

「現況届」の提出を

現在、児童手当を受給している人は「現況届」を提出してください（基準日は6月1日現在）。現況届の用紙は、6月上旬に受給者の皆さんへ送付します。

▼受付日

受付日	対象地区名	受付場所
6月15日(月)	安平、中川原、由良上灘、内町、外町	みなと元気館(福祉課) 五色庁舎・由良支所
6月16日(火)	大野、加茂、納、鮎屋、千草	
6月17日(水)	物部、上物部、潮	都志、鮎原
6月18日(木)	都志、鮎原	
6月19日(金)	広石、鳥飼、堺	

支給される月額

した翌月分から支給されます。出生や転入などのやむを得ない理由により請求ができなかった場合は、15日以内に請求すれば、出生（転出）日などの翌月分から支給されます。

▼3歳未満

▽一律 10,000円

▼3歳以上

▽第1、第2子 5,000円
▽第3子以降 10,000円

支給の時期は？

児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

支給日は15日で、金融機関が営業日でない場合は前営業

児童手当(特例給付)を

振り込みます

平成21年度6月期の児童手当（特例給付）を次の期日に指定の金融機関に口座振込みします。

▼振込日 6月15日

（平成21年2月～5月分）
問 市福祉課（みなと元気館）

☎ 22-3332

▽公務員の人は勤務先へお問い合わせください。

「行政相談」って

ご存知？

お気軽にご相談ください

総務大臣から委嘱された行政相談委員は、国の行政サービスに対する苦情や意見のほか、行政手続きに関する問い合わせなどの相談を受け付け、その解決のための助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。

密は堅く守られます。

行政相談委員

▼洲本地域担当

▽今田 忠一さん（上物部）
☎ 22-4999

▽坂本 伊平さん（新村）
☎ 22-6812

▼五色地域担当

▽山口 正友さん（都志）
☎ 33-0517

問 市人権推進課（北庁舎）
☎ 22-2580（直通）

▽窓口サービス課（五色庁舎）
☎ 33-0161（直通）

赤十字募金にご協力を！

日本赤十字社は、地震や台風、水害で被災された皆さんの救援や救護活動をはじめ、医療、献血、看護師養成、福祉など幅広い分野で活動しています。

これらの活動は、皆さんからお寄せいただいた社資や寄付金のほか、多くのボランティアのあたたかい奉仕によって支えられています。

皆さんのご家庭に町内会や婦人会の役員が訪問いたしましたら、社員加入へのご協力をお願いします。

問 市福祉総務課（みなと元気館） ☎ 26-1166



新型インフルエンザの相談窓口

県や市では、新型インフルエンザについての相談に対応するため、電話相談窓口を設置しています。海外発生源へ渡航した人などで、発熱によりインフルエンザの疑いのある場合は、ご相談ください。

夜間・休日（24時間対応健康危機ホットライン）

◆ 県洲本健康福祉事務所 ☎ 26-2051

平日 ◆ 市健康増進課 ☎ 22-3337（午前8時30分～午後5時15分）

◆ 県洲本健康福祉事務所 ☎ 26-2062（午前8時30分～午後5時30分）

市営住宅の入居者を募集します！



市では、市営住宅28戸の入居者を募集します。1つの住宅に2件以上の申し込みがあった場合は、公開抽選により入居者を決定します。入居が決定した場合は、月額家賃の3か月分の敷金が必要となります。また家賃は、収入や家族

構成などにより変わります。

▼募集期間

5月22日(金)～6月1日(月)

▼申し込みに必要な書類

- ①住民票
- ②所得証明書
- ③源泉徴収票
- ④納税証明書
- ⑤健康保険証
- ⑥その他必要な書類

▼案内書の配布・申込場所

▽市都市計画課(本庁舎2階)
▽窓口サービス課(五色庁舎)

▼抽選日・場所

▽①～⑤ 6月15日(月)

▽⑥～⑬ 6月16日(火)

五色庁舎

▽市都市計画課(本庁舎2階)

☎ 24-7612 (直通)

※申込受付と審査は、都市計画課で行います。

団地名	室番号	間取り	構造 建設年度	家賃(円)	住所	単身 入居
① 東下内膳(1)	A-202	2K	鉄筋3階建 平成5年	13,000 ～25,500	下内膳216-1	○
② 安乎1号棟	106	3DK	PC2階建 昭和54年	15,200 ～29,800	安乎町平安浦 1962-2	×
③ 由良(低)	202	2DK	鉄筋3階建 昭和47年	9,600 ～18,900	由良町由良 2354-1	○
④ 由良鉄筋	203	3DK	鉄筋3階建 昭和54年	13,900 ～27,200	由良一丁目 6-10	○
⑤ 由良北	102	2DK	鉄筋2階建 昭和63年	18,600 ～36,600	由良町由良 2349-1	×
⑥ 朝日ヶ丘	401 503	2LDK	鉄筋5階建 平成14年	24,900 ～49,000	都志万歳 177-1	×
⑦ 第2都志	403 506	2LDK	鉄筋5階建 平成15年	25,600 ～50,300	都志 894	×
⑧ 鮎の郷	104 304	3DK	鉄筋3階建 平成3年	21,300 ～41,900	鮎原鮎の郷 476-104	×
	103 204 303	3DK	鉄筋3階建 平成5年	21,300 ～41,900		
⑩ 鮎原西	204	3DK		鉄筋4階建 平成7年	20,500 ～40,400	鮎原西 135
	403	3DK	22,000 ～43,100			
⑪ 広石中	203	2LDK	鉄筋5階建 平成12年	25,200 ～49,400	広石中 1494	×
⑫ 鳥飼上	105 106	3DK	鉄筋3階建 平成元年	19,900 ～39,000	鳥飼上 90	○
	202	3DK		18,800 ～37,000		
⑬ 鳥飼浦	101 105 202 203 204	3DK	鉄筋2階建 平成7年	20,000 ～39,200	鳥飼浦 1932	○
⑭ 鳥飼中	105	2LDK	鉄筋5階建 平成16年	25,700 ～50,500	鳥飼中 452-2	×
⑮ 第3みたら	403	2LDK	鉄筋4階建 平成10年	24,200 ～47,500	上堺163-1	×

淡路ごちそう館 **御食国** (みけつくに)

広告

★御食国の持帰り弁当・オードブル
1,500円税込よりご予算に応じてお献立。
※ご注文は前日までをお願いいたします。
(オードブルは4名分より承ります)

メインホールで貸切パーティーを！
50名～200名まで各種パーティーにご利用いただけます。

歓迎宴会・法事などの会食。
大切なお客様のおもてなしに。

御食国おまかせコース
お一人様 ¥3,500より
法事会席コース
お一人様 ¥5,000より

TEL 26-1133

【商品名・店名・デザイン】の模倣を予防したい！

商標登録・意匠登録してみませんか？

「お土産品」や「海産物」等の新商品ネーミング保護に！
「屋号」や「ネットショップの店名」の保護に！

片岸特許商標事務所 南あわじ事務所

南あわじ市神代国衛1055-5 TEL **0799-42-5118**
弁理士 片岸 寿文



催し

洲本市民工房

展示会・教室 (無料)

十の会展「変」

期間 5月24日(日)〜31日(日)
時間 午前10時〜午後6時
(31日は午後4時まで)

場所 3階・ギャラリー
清水流絵手紙作品展

期間 6月20日(土)〜21日(日)
時間 午前10時〜午後5時
(21日は午後4時まで)

場所 3階・ギャラリー
手作りおもちゃで遊ぼう

開催日 5月31日(日)
時間 午前10時〜午後0時30分

場所 4階・教室
問 洲本市民工房
☎ 22-33322

募集

「淡路島民会議講演会」

参加者

高速道路料金問題の専門家を講師に迎え、利用者にとって分かりにくい高速道路料金制度と高速道路の利用促進について考えます。
日時 5月23日(土)
午後2時〜4時30分

場所 文化体育館文化ホール
内容 ▽講演「高速道路無料化と太陽経済」大発展する淡路島」 ▽講師 山崎養世・シンクタンク山崎養世事務所代表、一般社団法人太陽経済の会代表理事

参加料 無料(先着約200人)
申 問 神戸淡路鳴門自動車道利用促進淡路島民会議事務局(淡路広域行政事務組合内)
☎ 24-4770

「市民スポーツ大会」

参加者

① パークゴルフ

【一般の部・小学生の部】
開催日 7月12日(日)
場所 アスパ五色

募集人数 144人(先着)

② ソフトボール

【全スポ予選の部・交流の部】
開催日 7月12日(日)
場所 アスパ五色

多目的グラウンド
募集チーム数
▽全スポ予選の部
12チーム(先着)
▽交流の部
8チーム(先着)

※19日(日)に健康村トレーニングセンターで、全スポ予選の部の準決勝・決勝戦。
申込締切 ①、② いずれも6月19日(金)まで。

申 問 市体育保健課(北庁舎)
☎ 24-7632 (直通)

「洲本リハビリ教室」参加者

対象者 16歳以上64歳以下の市民でリハビリが必要な人
※介護保険・医療施設においてリハビリを受けている人は対象外

日時 水曜日午後1時〜4時
場所 みなと元気館
内容 自主トレーニング、必要に応じて個別チェック

申 問 市健康増進課(みなと元気館)
☎ 22-3337

「身体障害者補助犬」

貸付希望者

県では、身体障害者に身体

障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の貸付事業を行っています。
申込締切 5月29日(金)
申請書の提出先
市福祉課(みなと元気館)
問 県障害者支援課
☎ 078-362-3237

手話奉仕員養成講座

受講生

対象 淡路島内に在住する高校生以上で、手話の学習経験がない人。
学習内容 入門・基礎課程(全32回)と演習(2回)

期間 6月18日(木)〜平成22年3月11日(木)
昼の部 午前10時〜正午
洲本会場(やまて会館)

夜の部 午後7時〜9時
次の①〜③のうち希望の会場を選んで受講できます。
①淡路会場 (しづのおだまき館)

②洲本会場(やまて会館)
③南あわじ会場(三原公民館)

募集人数 各会場20人
受講料 7,000円 (資料代を含む)

申込締切 5月25日(月)
申 問 淡路聴覚障害者センター
☎ 24-3850
FAX 26-1175

お知らせ

皆さんの大切な記録

「ねんきん定期便」が届きます

本年4月以降、国民年金、厚生年金の被保険者のすべての皆さんに年金の加入期間などが記載された「ねんきん定期便」が毎年誕生月に送付されます。
同封の「年金加入記録回答票」用紙が水色の人は、内容を確認のうえ、「もれ」や「間違い」がなくても必ずご返送ください。
用紙が白色の人は、「間違い」がなければ、回答する必要はありません。

対象者 国民年金、厚生年金に加入する被保険者

内容
①これまでの年金加入期間
②これまでの保険料納付額
③これまでの年金加入履歴
④制度ごとの保険料納付状況など

⑤年金見込額
問 明石社会保険事務所
☎ 078-912-4980

▽ねんきん定期便専用ダイヤル
☎ 0570-058-555
☎ 03-6700-1144 (IP電話・PHS)

市福祉年金

金額と支給時期が変わります

これまで4月・8月・12月の年3回に分けて支給していましたが、今年度から毎年11月1日を基準日として、12月に一括して口座振り込みで支給します。

▼対象者

身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者福祉手帳所持者で、障害年金受給者は対象となりません。

平成21年度までの支給額【年額】

()内は変更前の金額

- ▼身体障害者手帳所持者
 - ▽1・2級 15,000円 (21,600円)
 - ▽3級 12,000円 (18,000円)
 - ▽4級 8,000円 (12,000円)
- ▼療育手帳所持者
 - ▽A判定 15,000円 (21,600円)
 - ▽B判定 12,000円 (18,000円)

兵庫県知事選挙

投票日

7月5日(日)

投票時間

午前7時～
午後8時

みなさんそろって
投票しましょう!

(18,000円)

▼精神障害者福祉手帳所持者

- ▽1級 15,000円 (21,600円)

平成22年度以降の支給額【年額】

平成22年度からはすべて対象者の支給額が年額5,000円となります。

問 市福祉課 (みなと元気館)

☎22-33332

母子(父子)家庭児童

小学校入学祝品を贈呈します

洲本市婦人共励会では、平成21年4月に小学校に入学した母子・父子や父母のいない児童に入学祝品を贈ります。

問 同婦人共励会 (子育て支援センター内)

☎22-0209

点字や音声による「選挙のお知らせ」を無料配布します

県選挙管理委員会では、選挙や候補者に関する情報を点字や音声(朗読テープ)にした「選挙のお知らせ」を申し込みのあった視覚に障害のある人に無料配布しています。

本年7月に執行される兵庫県知事選挙での配布を希望する人は、5月29日(金)までにお申し込みください。

▼対象となる選挙

国政選挙、兵庫県知事選挙、兵庫県議会議員選挙

問 兵庫県選挙管理委員会

☎078-36213101
FAX078-36213907

定額給付金 子育て応援特別手当 申請手続きは お済みですか?

定額給付金・子育て応援特別手当の申請書の受け付けをしています。

定額給付金では4月末現在、市内の支給対象世帯20,107件のうち、約9割の世帯から申請書が届いていますが、約2,000世帯が未申請となっています。

申請には、運転免許証などの本人確認書類と、振込先の金融機関名などが分かる通帳の写しの添付が必要です。

まだ、申請手続きをしていない世帯は、忘れずに手続きしましょう。

問 プロジェクトチーム(市総務課内) ☎22-3321(代表)

▼展示会場

リサイクルセンターみつあい館2階特設会場

▼日時

6月5日(金)～7日(日) 午前9時～午後5時(7日は正午まで)。

※展示終了後、抽選会をします。

問 同センターみつあい館

☎26-11153

相談



「人権擁護委員の日」 特設人権相談

▼日時 6月1日(月) 午後1時30分～4時

▼場所 市役所北庁舎 第2会議室

問 神戸地方方法務局洲本支局 ☎22-0497

問 市人権推進課 ☎22-2580(直通)

身体障害者生活支援センター 移動相談(無料)

▼日時 5月29日(金) 午後1時30分～3時30分

▼場所 市民交流センター

問 同センター(フロアラサもと) ☎22-5444

献血



▼5月25日(月) 午前9時30分～11時

▼6月17日(水) 午前10時～午後3時30分

▼6月24日(水) 午前9時30分～11時30分、午後0時30分～3時30分

▼6月26日(金) 午後0時50分～3時

問 市健康増進課(みなと元気館) ☎22-3337(直通)

問 工場

問 市健康増進課(みなと元気館) ☎22-3337(直通)

気軽にご利用ください

拡大読書器を 設置しました!

市では、視覚障害者に対する情報バリアフリー支援のため、市役所など市内5か所に拡大読書器を設置しました。小さくて見にくい文字や絵などを見るときなど、この拡大読書器を使用すると、文字が拡大され読みやすくなります。操作は簡単ですので、気軽にご利用ください。



設置場所 市役所本庁舎、五色庁舎、みなと元気館、やまて会館、洲本図書館

問 市福祉課 (みなと元気館) ☎22-3332

夢工房体験メニュー ☎33-1540

料理教室 5/27(水) (10:00～)

●料金▶1,500円程度(材料費込) ●締切3日前

型染め体験(水辺の景色のタペストリー)
5/31(日) (13:00～)

●料金▶3,000円(材料費込) ●先着5人

とんぼ玉づくり体験

6/6(土)・20(土) (10:00～)

●料金▶2,000円～(材料費込) ●締切3日前

御殿手まりづくり教室 6/10(水)(13:30～)

●料金▶1日体験コース:1,800円(キット代込)
基礎コース:1,400円(キット代別)

●締切1週間前

エコクラフト教室 6/13(土) (10:00～)

●料金▶1,500円(材料費込) ●締切3日前

エッグクラフト教室 6/13(土)(10:00～)

●料金▶2,500円(材料費込) ●締切3日前

靴下でつくる赤ちゃんドール

6/14(日) (13:00～)

●料金▶2,000円(材料費込) ●締切前日

プリザーブドフラワーアレンジメント教室

6/20(土) (14:00～)

●料金▶3,500円(材料費込) ●締切1週間前

藍の染色体験 6/20(土) (13:30～)

●料金▶1,500円(材料費別) ●締切前日

バス(菜の花バス)が運行していますので、ご利用ください。

ゆ〜ゆ〜ファイブ行き
送迎無料バス運行中

市内をゆ〜ゆ〜ファイブ行きの無料送迎バス(菜の花バス)が運行していますので、ご利用ください。

- 第1土曜日 千草発大野コース
- 土曜日(第1を除く)由良発千草コース
- 毎週水曜日 消防署発中島コース
- (第2・4は安乎発となります)
- 第1月曜日 鳥飼・都志コース
- 第2月曜日 堺・広石コース
- 第3月曜日 鮎原・都志コース



ウェルネスパーク五色
[高田屋嘉兵衛公園]

<http://www.takataya.jp/>

間 浜千鳥 ☎33-1600

ゆ〜ゆ〜ファイブ ☎33-1601

季節の収穫体験

たまねぎ収穫体験

じゃがいも収穫体験

期間 6月5日〜中旬まで

間 浜千鳥 ☎33-1600

ゆ〜ゆ〜ファイブ ☎33-1601

季節の収穫体験

たまねぎ収穫体験

じゃがいも収穫体験

期間 6月5日〜中旬まで

文化体育館トレーニングルーム



健康維持・健康増進・体力向上に

あなたの健康づくりの施設です!

いつでも見学できます!!

◇利用者募集中◇

●定期利用(1か月間)⇒4,000円 ※時間制限・回数制限は一切ありません

最新のトレーニングマシンと週40本以上のパラエティ豊かなスタジオプログラムが1か月間利用可能。

【トレーニングマシン】

ランニングマシン・エアロバイク・ウエイトマシンなど、全40台

【スタジオプログラム】

ダンベル体操・ヨガ・ダンスプログラム・脂肪燃焼プログラムなど週40本以上

●都度利用(1日)⇒600円 ※時間制限はありません

マシンジムのみ1日利用できます。

さらに、友だちや家族などお2人で同時に利用すると…

通常：600円×2人=1,200円

⇒ペア利用：500円×2人=1,000円

200円
お得!

●次のものを持参すれば、その日からトレーニングできます!

●運動できる服装 ●内履きシューズ ●汗拭き用タオル

●水分補給用ドリンク(フタのあるもの)

※更衣室内にシャワールームがあります。 ※シューズやタオルなどのレンタルは行っておりません。

☎文化体育館トレーニングルーム ☎22-6726

[休館]火曜日 [平日]10:00～21:00 [土日祝]10:00～18:00

市民交流センター

水泳教室 第2期受講生募集

申込日 6月20日(土)・21日(日)

教室開始日 7月7日(火)～

場 所 市民交流センター ドルフィンプール

申し込み方法 指定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、プール受付にてお申し込みください(印鑑必要)。

◆コースの紹介

コース名(対象)	コース内容	年会費	週1回(全10回)
キッズコース (満4歳～6歳の幼児)	遊びの要素を取り入れながら、楽しく水に親しんでいきます。	1,500円	7,500円
ジュニアコース (小学生)	水泳の基本から、技術の習得・体力の向上・しつけを基本として水泳指導をします。	1,500円	7,500円

◆募集コース

	曜日	コース	時間
キッズ	水	キッズB1	15:45～16:35
	木	キッズC1	15:45～16:35
	金	キッズD1	15:45～16:35
ジュニア	火	ジュニアA1	16:40～17:30
	水	ジュニアB1	16:40～17:30
	木	ジュニアC1	16:40～17:30
	金	ジュニアD1	16:40～17:30

☎市民交流センター(宇原)

☎22-1605(プール) ☎24-4450(本館)※いずれもケーブルあり

6月の無料相談



下記以外の相談は、「市民便利帳」でご確認ください。

■法律相談（予約制）

▽日時 3日(水)、17日(水) 13:15～16:10

▽場所 市役所北庁舎

予約 市人権推進課(北庁舎)
☎22-2580(直通)

■行政相談

▽日時 10日(水) 13:15～15:00

▽場所 市役所北庁舎

問 市人権推進課(北庁舎)
☎22-2580(直通)

■法律・人権・行政相談

▽日時 10日(水) 13:30～15:00

▽場所 五色中央公民館

問 市窓口サービス課(五色庁舎)
☎33-0161(直通)

■年金相談・ねんきん特別便相談（予約制）

▽日時 19日(金) 10:30～15:30

▽場所 文化体育館

問 市市民課(本庁舎) ☎22-3321(代表)

■司法書士による相談

(予約不要・当日先着4人)

◆法律・登記相談

▽日時 16日(火) 10:00～12:00

▽場所 県洲本総合庁舎

◆多重債務者相談

▽日時 22日(月) 10:00～12:00

▽場所 県洲本総合庁舎

問 司法書士川端英雄事務所
☎0799-62-3206

■行政書士による相談（予約制）

▽内容 農地法関係、相続、契約関係

▽日時 8日(月) 13:30～15:30

▽場所 県洲本総合庁舎

問 相談会受付先 ☎42-5355

■こころのケア相談（予約制）

▽日時 9日(火) 14:00～16:00

▽場所 県洲本総合庁舎

予約 県洲本健康福祉事務所 ☎26-2064

■テレビ電話による法律相談（予約制）

▽日時 毎週、平日木曜日 13:00～15:00

▽場所 県洲本総合庁舎

予約 淡路さわやか県民相談室
☎0120-36-7830

■教育相談（予約制）

▽日時 8日(月) 13:00～15:00

▽場所 県洲本総合庁舎

予約 県淡路教育事務所 ☎22-4152

■女性問題面接相談（予約制）

▽日時 19日(金) 13:00～16:00

▽場所 県洲本総合庁舎

予約 淡路さわやか県民相談室
☎0120-36-7830

■宅建協会淡路支部による不動産相談

▽日時 9日(火) 13:00～16:00

▽場所 宅地建物取引業協会淡路支部事務所

予約 同事務所(海岸通・洲本ポーターミナルビル) ☎24-0088

6月の健康カレンダー



健康増進課 健康福祉館「みなと元気館」☎22-3337

母子健康手帳交付

内 容		と き		場 所
母子健康手帳交付 妊婦相談 (個別)	洲本会場	4日(木)、11日(木) 18日(木)、25日(木)	10:00～11:00	みなと元気館2階 ☎22-3337
	五色会場	9日(火)、23日(火)	13:30～15:00	五色庁舎 ☎33-1922

乳幼児健康診査・相談 (対象者には個別で通知)

☎22-3337

事業名	対 象	と き	受付時間	場所
乳児健康診査	H21年2月生	18日(木)	12:45～13:15	みなと元気館2階
7か月児相談	H20年11月生	24日(水)	9:30～9:50	
10か月児健康診査	H20年7月生	4日(木)	12:45～13:15	
1歳6か月児健康診査	H19年10月生	25日(木)	12:45～13:15	
2歳児相談	H19年3月生	17日(水)	13:00～13:15	
3歳児健康診査	H18年3月生	11日(木)	12:45～13:15	

その他の相談 (要予約)

☎22-3337

内 容	と き	場 所	
すくすく子育て相談	12日(金) 9:30～11:00	みなと元気館2階	
こころの相談	5日(金) 14:00～16:00		
歯科保健相談	24日(水) 13:00～15:00		
筋力アップ サークル	3日(水)、10日(水) 17日(水)	9:30～	五色トレーニングセンター
	25日(木)	9:00～	
	4日(木)、11日(木) 18日(木)	9:30～	みなと元気館
	25日(木)	9:00～	

洲本図書館 ☎22-0712

●いっしょにおはなし会

(0～3歳児対象)

3日(水)、20日(土) 11:00～

●おはなし会 (3～6歳児対象)

13日(土)、27日(土) 14:00～

●もっとおはなし会 (小学生対象)

13日(土)、27日(土) 14:30～

●おりがみ教室

6日(土) 14:00～

●つくってあそぼう!

21日(日) 14:00～

※おりがみ教室、つくってあそぼう! は、定員40人。参加申込は前日まで。

五色図書館 ☎32-1693

●おはなし広場

(“おはなし隊”による絵本・紙芝居の読み聞かせ)

20日(土) 13:30～

●おひざのうえのおはなし会

(3歳ぐらいまで対象)

11日(木)、25日(木) 10:30～

●えるる倶楽部 10:30～

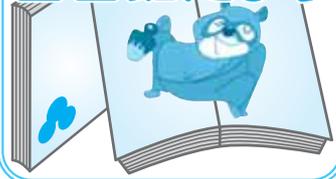
(絵本・紙芝居の読み聞かせ)

6日(土)、7日(日)、13日(土)、14日(日)

20日(土)、21日(日)、27日(土)、28日(日)

※いずれも参加申込は不要

6月の図書館だより



●開館時間●

10:00～18:00

●6月のカレンダー●

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

■ 両図書館休館日

※洲本・五色図書館の新着情報は、洲本市立図書館ホームページ (<http://www.library.city.sumoto.hyogo.jp>) でご覧いただけます。



「みどりの日」環境大臣表彰に市内から2団体

成ヶ島を舞台に由良中・由良小が受賞

自然環境の保全に貢献した個人や団体をたたえる「みどりの日」自然環境功労者に由良の無人島・成ヶ島で清掃活動などに取り組む由良中学校と由良小学校が選ばれ、4月28日東京都内で環境大臣表彰を受けました。由良中学校は、

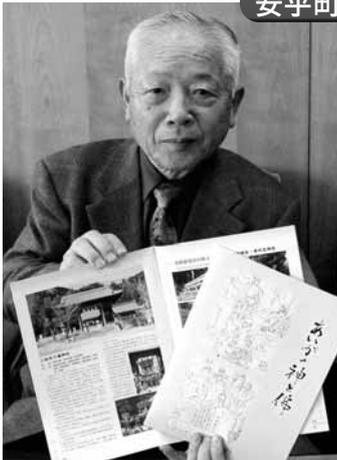


▲清掃活動に励む由良中学校の生徒(1月17日)

自然保全のために特色のある活動が評価され「保

神社など66か所の歴史を一冊に

安乎町地域文化研究会が発行



安乎町内にある神社や仏閣、供養塔などの66か所の由来をまとめた冊子「あいがの神と佛」を、このほど安乎町地域文化研究会（藤岡佐太郎会長）が発行しました。同会は、子どもたちに伝統文化や歴史を伝えようと平成17年に発足。昨年は史跡などを紹介する小冊子を発行するなど地域の歴史や文化を後世に伝える活動を行っています。今回の

冊子は、同会のメンバーが手分けをして、各町内会長らとともに五百羅漢の寺として知られる蓮花寺などを訪れ、地域住民から伝承などを聞き取り調査。文献などを調べながら、約5か月かけて冊子をまとめました。それぞれに写真と地図を添え、読者が各地を訪ねやすいよう工夫されています。県の地域づくり応援事業を活用して作製した冊子は、A4版のカラー28頁。市立図書館や各地区の公民館などで閲覧できます。



▲海岸を清掃する由良小学校の児童(4月24日)

全活動部門」で受賞。同校は平成2年から生徒会活動として、地域住民とともに成ヶ島の清掃活動や外来種「ナルトサワグク」の駆除のほか、松の植樹など地道な保全活動に力を入れています。自然ふれあい部門で受賞した由良小学校は、平成13年度から環境学習を開始。成ヶ島の清掃活動を行っているほか、季節ごとに年4回成ヶ島に渡り、ハマボウやハクセンシオマネキなどの希少動植物を観察。観察結果をまとめた手作り地図や島を題材としたカルタ作りなどを通じて、自然環境への理解を深めています。

淡路島阿波おどり民芸保存協会・納連合町内会

伝統文化の継承へ「宝くじ助成」で衣装などをリニューアル



淡路島阿波おどり民芸保存協会(=写真上)と納連合町内会が、平成20年度のコミュニティ助成事業(宝くじ助成事業)を活用して、それぞれ老朽化した踊り用の衣装や太鼓、番傘、

観光客に淡路の農・海産物をPR

旧アルファビア美術館横で朝市スタート



全国から観光客を呼び込もうと県とJRグループなどが4~6月にかけて開催している大型観光キャンペーン「あいたい兵庫デステーションキャンペーン」に合わせ、旧アルファビア美術館横で4月から毎週日曜日の午前中、「くにうみ朝市」が開かれています(6月まで)。観光客に島内の農・海産物などをPRしようと洲本市観光協会が主催。2回目となった4月12日は、大根やレタスといった地元で採れた野菜や花のほか、果物などがずらりと並び、安さと新鮮さを求める買い物客が、次々と商品に手を伸ばしました。時間は午前8時~11時まで。問い合わせは、洲本市観光協会(☎22-0742)へ。

おはやし用の音響設備などの伝統芸能用の備品を一新しました。淡路島阿波おどり民芸保存協会は、阪神淡路大震災の復興と地域の観光をPRしようと平成7年10月に結成。県内外の諸行事への参加をはじめ、福祉施設を訪問するなどボランティア活動にも取り組んでいます。また、納連合町内会では、江戸時代後期の天明2年(1782年)に起きた淡路島最大の百姓一揆「縄騒動」の犠牲者を慰める「五尺音頭」の復活に取り組み、平成17年から同地区納涼祭で披露しています。今回整備された両団体の備品類は、イベントや祭りなどで活用され、伝統芸能の継承や保存など、地域の発展につながることを期待されます。



おはやし用の音響設備などの伝統芸能用の備品を一新しました。淡路島阿波おどり民芸保存協会は、阪神淡路大震災の復興と地域の観光をPRしようと平成7年10月に結成。県内外の諸行事への参加をはじめ、福祉施設を訪問するなどボランティア活動にも取り組んでいます。また、納連合町内会では、江戸時代後期の天明2年(1782年)に起きた淡路島最大の百姓一揆「縄騒動」の犠牲者を慰める「五尺音頭」の復活に取り組み、平成17年から同地区納涼祭で披露しています。今回整備された両団体の備品類は、イベントや祭りなどで活用され、伝統芸能の継承や保存など、地域の発展につながることを期待されます。



広報すもと

平成21年5月15日発行 【編集・発行】洲本市企画情報部秘書課

〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号 ☎22-3321(代表) <http://www.city.sumoto.hyogo.jp>

【人口】49,497 【男】23,612 【女】25,885 【世帯数】20,099 【5月1日現在・住民基本台帳による】